

平成21年第2回美祢市議会定例会議録（その4）

平成21年6月26日（金曜日）

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総 務 部 次 長	田 辺 剛	総 務 部 次 長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美
建設経済部長	斉 藤 寛	総合政策部長	末 岡 竜 夫
次 長		企画政策課長	

建設経済部長
商工労働課長
教育委員
事務局長
会計管理者
秋芳総合
支所
監査委員
農業委員
事務局
市民福祉
高齡障害課

藤井勝巳
國舛八千雄
久保毅
杉本伊佐雄
西山宏史
古屋安生
岡村恵右

教育長
消防長
美東総合
支所
代表監査委員
上下水道課長
総合観光部
観光総務課長

永富康文
坂田文和
坂本文男
三好輝廣
中村弥寿男
阿武知

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 4 号 美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 3 議案第 5 号 美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 6 号 美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 1 号 平成 21 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 2 号 平成 21 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 3 号 平成 21 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 7 号 美祢市高齡者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 8 号 美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 9 号 美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について

日程第 11 議案第 10 号 財産の無償譲渡について

日程第 12 議案第 11 号 字の区域変更について

日程第 13 議案第 12 号 字の区域変更について

- 日程第 14 議案第 13 号 市道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 14 号 市道路線の廃止について
- 日程第 16 議案第 15 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 17 請願受理番号第 1 号 農地法の「改正」に反対する請願
- 日程第 18 議員提出決議案第 2 号 「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前１０時００分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第４号）、議員提出決議案第２号、以上２件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定により、議長において、萬代泰生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第２、議案第４号から、日程第１７、請願受理番号第１号を会議規則第３５条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

○教育民生委員長（布施文子君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案３件につきまして、去る６月１５日教育民生委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして審査の順に従い御報告を申し上げます。

まず、最初に、議案第１号平成２１年度美祢市一般会計補正予算（第２号）について、本委員会所管事項に関して御報告を申しあげます。

執行部より、このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５７億５，３３５万５，０００円とするものでありますとの説明に対し、委員より、福祉医療助成事業費の対象者はどのくらいおられるのか、また、この助成は宇部市を除く全市が制度を採用したとのことであるが、全市足並みそろえて県へ予算の復活を強力に要請すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、対象者については、

重度障害者 1,089 人、一人親家庭 276 人、乳幼児 902 人の該当があります。

予算の復活について、市長より、山口県の市長会で強力に要請する文書を提出するようにしておりますとの答弁がありました。

この議案につきましては、他に質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号平成 21 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御報告いたします。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 726 万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ 32 億 6,493 万 4,000 円とするものでありますとの説明に対し、本議案につきましては質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

最後に、議案第 7 号美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について御報告いたします。

執行部より、美祢市秋芳町秋吉にあります高齢者コミュニティセンターの指定が満了になったため、引き続き美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、これは、公の施設の性格、規模、機能等考慮に入れ、公募によらない選定としたものであります、との説明に対し、委員より、この指定は、新ガイドラインにのっとって検討されたものか、との質疑に対し、執行部より、指定管理者の事業概要・計画書・体制・方針等新ガイドラインの指定管理者要綱に基づいておりますとの答弁がありました。その他、質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案 3 件についての委員長報告を終わります。

次に、その他の項につきまして、委員より、ホテル事故にあった松原小学校に対して、事情が許せば本市に御招待したいとの市長の御発言であったが、具体的な考えについて進展はどうか、修学旅行のキャンセルについて、水泳授業開始に伴う事故防止について、3 点の質疑に対し、まず 1 点目は、市長の答弁であります。松原小学校の児童の皆さんを御招待の気持ちにはありますが、相手の心もはかった上で考えていかなければなりません。6 月 5 日、高槻市の教育長がお礼に来られており、奥本市長あてに文書にて気持ちは伝えました。このことに関しては、経費もかかり

ます。募金という形も考えておりましたところ、市民の皆様、特に秋芳洞地区の若い方々から案があがり、大変ありがたいことであると思っております。これが実現すれば、一時基金としてプールさせていただき、もっとも適当と思われる時期に、高槻市教育長、または市長に御相談をさせていただきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、執行部より、秋芳プラザホテルのキャンセルについて、数値は把握していませんが、コースの変更があったと聞いています。

3点目の、水泳の安全管理、事故防止については、衛生管理も含めて、各学校へ文書を出しました。教頭会でも徹底いたしますとの答弁がありました。

また、委員より、学校の統廃合について、市内には小規模校が多く、卒業生も新入生もいない年がかなりある。保護者からも積極的な取り組みを要望する声が強くなっている。具体的に話を進める必要を感じるがどうかとの問いに対し、教育長より、これまでに議論を重ねていますが、学校が地域のコミュニティセンターの役割を果たすところもあり、今後、地域の方々の意見を十分聞き、学力、社会性面、問題点や利点を検討しながら対応していきますとの答弁に対し、学校の跡地問題も考慮に入れて、早急に進めていただきたいとの要望に対し、市長より、文化の伝承の場である学校、適正規模とは、難しい問題であります。地域審議会や美祢市総合計画審議会等でも協議を賜り、もろもろの件を勘案して政治的に判断したいと考えておりますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会、は閉会中といえども本委員会に関わる件に関して、引き続き調査することを申し出ておりますことを併せて御報告を申し上げまして、委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、建設観光委員長の報告を求めます。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

○建設観光委員長（佐々木隆義君） 只今より、建設観光委員会の委員長報告を申し

上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案 8 件、請願 1 件につきまして、去る 6 月 15 日委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、当日午後 1 時より本付託議案第 13 号及び 14 号にかかわります市道の現地踏査をいたしました。

それでは、議案第 6 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、改正理由について、この建物は平成 6 年度に消防団機庫と近隣住民の集会所として建設され、美祢市週報消防センター運営協議会を指定管理者として、その管理を委託していましたが、平成 21 年 8 月 31 日をもってその指定期間が満了となること、また、当該施設が消防団機庫を含んでいることから、消防本部が平成 21 年 9 月 1 日から直接管理するものとし、そのため条例の整備を図るための一部改正であるとの説明を受け、本議案につきまして質疑を求めるも、質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 号美祢市一般会計補正予算（第 2 号）について御報告を申し上げます。

消防費において、議案第 6 号で提案されました秋芳消防センターを本年 9 月 1 日より直接消防本部が管理するため、当初予算計上の指定管理委託料 17 万 4,000 円を指定管理満了日 8 月 31 日までの委託料を差し引いた額 10 万 1,000 円を組み替えるものであること、また、商工費のうち観光費として補正額 100 万円については、県の緊急雇用対策事業として秋吉台の草原景観保全のため、クヌギ等の立木調査を行う軽作業員、あるいは監督員の賃金として 85 万 8,000 円、需用費として 9 万 2,000 円、役務費として 5 万円をそれぞれ計上していること、歳入として商工費委託金として県からの支出金 100 万円を受けるものであるとの説明を受けました。本議案につきましては、質疑を求めるも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定について御報告を申し上げます。

執行部より、指定管理を受けようとする団体の概要説明について、参考資料

18ページの記載に沿って詳細に説明がなされ、公募しない理由として、地域の活性化を目的として特産品の販売をすることが始まり、これが発展的に大きくなり、旧秋芳町が秋芳名水特産品直売所を平成2年度に建設し、平成3年6月に堅田地区が秋芳町より業務委託を受け、平成18年9月1日から平成21年8月31日までの3カ年を指定管理者として管理運営がなされていること、また、近年過疎化、高齢化が進む中で、農家、非農家の混住化が進行し、集落機能が低下することが懸念されるが、地域全体のコミュニケーション機能向上を図ることから、当地区において重要な施設となっていることから公募しないこととしたと説明を受け、質疑により、委員より、堅田地区の規約によると、相当の権利金を納入しなければならないが、この額はどの程度か。また、直売所はどのようなものを出品しているのかとの問いに対し、執行部より、権利金の額については確認していないが、ここ近年は加入・脱退の実例がない、出品品は時期にも寄るが、梨、地元で採取したハチミツ、リンゴ、JAの味噌、ワサビ漬けなどがあるとの答弁でした。

本議案につきましては、そのほか質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者について御報告を申し上げます。

執行部より、指定管理者の指定を受けようとするものは、議案第8号で申請をしている堅田地区で、地域の概要については省略し、公募としない理由として、当広場は昭和60年に日本名水100選に選ばれました弁天池及び養鱒場並びに秋芳名水特産品直売所と隣接しており、年間4万1,000人の観光客が利用されており、施設の運営管理は、平成3年6月より堅田地区が旧秋芳町から業務委託を受け、平成18年9月1日から平成21年8月31日までの3カ年間は指定管理者として管理運営されており、地域の連帯感と醸成やコミュニケーション機能の強化を図る上からも重要な施設であることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する第5条第1項に該当するものと考えられること、また、この名水ふれあい広場は、議案第8号秋芳名水特産品直売所と一体利用されているものである、との説明を受け、本議案につきまして質疑を求めるも、質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号字の区域変更について御報告を申し上げます。

執行部より、字界の変更ということで、東厚保町岩ヶ河内地区で実施されている県営中山間地域総合整備事業のうち、岩ヶ河内地区の圃場整備工事が完了したので、今年度は換地処分をする年であるため、新しい区画の道路水路を字界にするため、旧字界の一部を変更するものであるとの説明を受け、本議案につきましては質疑を求めも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号字の区域変更について御報告を申し上げます。

執行部より、提案理由として、平成１９年度に地籍調査事業における一筆調査において、美東町長者ヶ峰より長者ヶ森、旧秋芳町境までの土地の一部が、大字大田でありながら、大字長登と記載されているため、今回、大字の変更をするものであるとの説明を受け、委員より、長登地区が大田地区に入っていたので、その区域を変更すると解釈しているがとの問いに対し、執行部より、土地は大字大田で、それが現在は、山地番が長登となっているので、今回大田に変更するものであるとの答弁でした。

本議案につきましては、その他に質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号市道路線の認定について御報告を申し上げます。

この路線につきましては、当日事前に現地調査を実施いたしておりましたが、執行部より、都市計画路線として整備している渋倉伊佐線、この連絡道路としての下村東線と沖田１号線、市道東畑線との連絡道三ツ杉中央線の４路線について、市民に広く利用されていることから、今回、市道認定の議決を求めるものであるとの説明を受け、委員より、県の代行で実施されている箇所があると思うが、代行は大体測量、設計は、全部市がやるのが原則であるが、このたびの市の割合は８０対２０とのことだが、どういう経緯でそのようになったかとの問いに対し、執行部より、渋倉伊佐線が幸嶺園までの１,０３３メートルが第１代行区間で、ここの下村地区は都市計画区域が用途地域となっており、土地用地買収等に過大な費用がかかることから、県との協議の結果、用地費の一部を面倒見てもらうということで現在に至っているとの答弁でした。

本議案につきましては、そのほか質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号市道路線の廃止について御報告を申し上げます。

この路線につきましても、現地踏査をいたしました。執行部より、都市計画路線の渋倉伊佐線の南に小林下村線の源道があり、今回の渋倉伊佐線の市道認定をすることで、国行下村線のうち、延長 157 メートルを廃止するものであるとの説明を受け、本議案につきましても、質疑を求めると、質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、請願受理番号第 1 号農地法の「改正」に反対する請願について御報告を申し上げます。

本件につきましては、三好紹介議員の出席をいただき、本会議で趣旨説明と重複しない範囲内で補足説明を求めました。三好紹介議員より、導入された場合、小さな農家はつぶれてしまう。農業法人、株式会社で農業をされている方にも大きな打撃となる。資本力の違いでどうしても負けてしまう事例もある。企業が撤退してしまうと農地はそのまま荒廃となる。農業する名目でありながら農業経営を装って産廃場になることも考えられるとの提案説明を受け、委員より、こういうふうだから農地法改正に反対、ときちとした反対理由をされたい、架空的にこうなるだろう、なったらいけない、でなく、はっきり反対理由を述べられたい。逆に企業が現在の荒廃地を利用してくれれば、かえって荒廃地がなくなるとの発言がありました。

三好紹介議員より、耕作放棄の最大の理由は、輸入自由化や価格の崩壊、減反の押し付けであり、農地法を変えても農業はよくなり、農地法を改正しようとするのは、小さな農家を潰して大企業に参入をさせようと、そして大企業が農業に入った場合、農家の人はそこで働くようになる、貸す年も 50 年契約であり、農地荒廃をとめるための改正でないことははっきりしている、とのことで、委員より、大企業が農地を買い占めて農業をやるから、小さな農家はつぶれるというのは、それはあなたの考えであるとの発言があり、三好紹介議員より、非農家でも 5 反以上あれば購入できる、土木建築業者も株式会社をつくって農業ができる、このような、規制がかなり緩和された中でこれを変えようとするに問題があるとの発言がありました。

本請願につきましては、その他に質疑・意見もなく、本案について原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手なしで本案は不採択されました。

以上、本委員会に付託された議案 8 件、請願 1 件につきまして、議案 8 件はすべて可決、請願 1 件は不採択となりました。

引き続き、その他の発言で、総合観光部より、秋芳洞を初めとする観光施設の利用状況報告があり、特に本年、4 月、5 月は E T C 効果があり、昨年より 1 万 6,326 人増の入洞者があったこと。新型インフルエンザの影響は、修学旅行の時期であったが、取り止めといった事例はないが、時期をずらして訪れたいとの事例は多少あった。秋芳プラザホテルの事故による風評被害は、特段入っていない。近辺のホテル等でも事故後キャンセルは発生していないとの報告でありました。

また、市長より、秋芳プラザホテルの安方社長、竹重総務部長、親会社の鳥羽代表取締役が正式にお詫びのごあいさつに来られましたが、秋芳プラザホテルは閉館となると廃屋となっていき、景観上困るので、できれば安全な改修等をしてどこかに引き受けていただくか、更地にしても何らかの形で残してほしいと強く要望しておいたとのことであります。

引き続き、委員より、秋芳プラザホテルガス事故について、消防職員が被害にあわれたが、消防としての今後の対応についての問いに対し、消防長より、このような事例は、全国の消防職員の問題と思っている、当面、ガス感知器をつけるしかないが、いろいろな事故が想定されるわけで、一酸化炭素だけでなく、硫化水素、危険物もあり、酸欠もある。従って、感知器をつけたら万全とはならず、なかなか難しい対応になるとの答弁でありました。

また、委員より、平素より危険予知訓練を徹底してやられたい、消防職員の身をもって対処されたことは本当にありがたいと思うが、不幸が起きないように更なる徹底をしてほしいとの発現に対して、消防長より、亡くなられた方もおられるので、活動隊の一部始終は話せないが、最初に 3 名が行き、次の隊は相当警戒をして入っております。中が危険であることは分かって隊長 1 人が入っております。それでも助けたいという一心であったということだけは申し上げておきたいとのことでありました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会の所管に関する農林建設事業及び観光商工事業に関することについて、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

○総務企業委員長（荒山光広君） 只今より、総務企業委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案６件について、去る６月１６日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その経過と結果について審査の順に従って御報告申し上げます。

議案の審査に先立ち、村田市長より、さきの一般質問で配食サービスにかかわる市長答弁の訂正を求める文書が裁判で係争中の原告より提出された旨の報告があり、これについて複数の委員より発言がありましたが、割愛させていただきます。

それでは、審査の内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第４号美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止について。

執行部より、これは別府民舞伝習館及び岩永本郷館の２施設につきまして、現在いずれの施設も地元団体を指定管理者として指定しておりますが、平成２１年８月３１日を持って指定期間が満了となります。両施設とも利用の実態は地元に限られておりますことから、地元に対し譲渡に関する意向確認を行いました結果、同意が得られましたので、地元へ無償譲渡を行うことを前提に、これら二つの条例を廃止するものでございますとの説明がありました。

本議案についての質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

執行部より、現在峯氏多目的集会施設の指定管理者として、江原多目的集会所管理組合をしておりますが、平成２１年８月３１日を持って指定期間が満了となりま

す。当施設につきましても、先ほどの２施設同様、地元限定した利用実態となっておりますので、同意を得た上で地元へ無償譲渡することと考えておりますが、当施設は国の補助事業により設置した施設でありますので、財産処分にかかる国の基準を満たすこととなる平成２２年３月までの７カ月間は、市におきまして直接管理することとし、所要の一部改正を行うものでありますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第１号平成２１年度美祢市一般会計補正予算（第２号）については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ３３５万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５７億５,３３５万５,０００円とするものであり、本委員会の所管の事項についての説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

委員より、財産管理費の６７万５,０００円について、旧山口県土地改良事業団体連合会の事務所の借地料ということですが、その用途について何か予定があるのかとの質疑に対し、執行部より、中心市街地の活性化にとってあそこが空き家になることは避けなくてはいけないという考え方のもとに、土地改良連合会と折衝をして、非常に安い金額で貸していただくお話をしております。今合併をしまして、この市庁舎施設が駐車場を含めて手狭になっておりますし、市民の皆様に御不便をおかけしておりますことから、ひとつは職員の駐車場用地として、また将来的には、今老人福祉センターに入っておられる社会福祉協議会をこちらに移転していただいて、本庁舎周辺には市の機関を集中させたいということも考えております。これらのことは確定ではありませんが、今後いろいろ協議をして、方向性を明らかにしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、企画費について十文字原の土地活用調査費ということですが、もう少し具体的な説明をお願いします。また、この中に旅費等は含まれているのかとの質疑に対し、執行部より、これはさきの３月議会において議員提出議案第１号十文字原用地の利用活用調査に関する要望決議が議決され、議会から市長へ提出された要望書を受けまして、十文字原の土地約６１ヘクタールについて、美祢市の進むべき方向に合致する効果的な土地利用手法、また、民・官の立脚点等の多方面から調査分析いたします。それを報告書としてまとめたものを考察しながら、十文字

原の土地活用を考えていこうとするものでございます。

この費用につきましては、あくまで調査分析を専門業者に依頼する委託料であり、旅費等は含まれておりませんとの答弁がありました。

その他に質疑・意見はなく、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

執行部より、このたびの補正は平成19年に発生した水道配水管の破損による道路陥没に伴うバイク事故の和解賠償金として、26万円を追加計上するものであり、歳入では雑入として賠償保障保険金を同額充当するものであります。以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,025万円とするものでありますとの説明がありました。

本議案について質疑・意見は省略させていただきますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号財産の無償譲渡について。

執行部より、これは先ほど議案第4号で提案がありました別府民舞伝習館と岩永本郷館の2施設につきまして、施設の設置条例を廃止することに伴い、現在の指定管理者であるそれぞれの地元の管理組合へ無償譲渡するものであり、地方自治法第237条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでありますとの説明がありました。

本議案についての質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号和解及び損害賠償の額を定めることについて。

執行部より、これは平成19年9月17日、美東町長田において簡易水道配水管破損による道路陥没に伴い発生しました原動機付き自転車の横転事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、市議会の議決を求めるものでございますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて

原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案 6 件についての報告を終わります。

続きまして、その他の報告をいたします。

委員より、公民館などの施設の警備員の配置が、旧美祢市、旧美東町・秋芳町でそれぞれ違っており、特に夜間の鍵の管理の仕方がまちまちのようだが、どのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、各出張所、公民館の管理実態については若干の差があります。豊田前、於福、厚保各出張所においては公民館と併設になっており、合併前の形態は夜間警備も含めて夕刻 5 時から早朝まで、宿直を兼ねた警備員として管理していただいております。合併後、美祢市、秋芳・美東地域と同様な形態にするという考えから、夜間は警備保障会社に管理を任せることにしましたが、公民館と併設している関係で、夕刻から 10 時までの開館している時間については警備員が管理をしているという実態で、警備員の身分は他の地区と同様にシルバーに委託しております。また、美東・秋芳地域においては、御近所の方に鍵を預けられたりしている長年の伝統・慣習というものが成り立っており、管理上にミスとか不具合がないというそれぞれの過去の経緯から、現在の管理体制になっています。

出張所、公民館を管理する上では、市の施設でありますので、警備会社による夜間警備も含めて、警備員を置いてしっかりと管理していくという方向性がよいとは考えていますが、合併協議の段階、その後の協議の段階において、それぞれの実態を勘案して結果的に差が生じているということでもあります。との答弁があり、さらに執行部より、結局かつて一市二町のいろんなやり方をまだ引きずったままのところが多く、市の管理責任という点や、統一的な管理体制という面言えば、不備なところがまだ残っていると思います。新しい市になって、今は過渡期にあるということで、これからやるべきことはその実態を完全に把握して、地元の方の御理解を得て一つ一つ解決していく必要があります。今は、それぞれの施設の今までのやり方、使い勝手の良さ、それと、市の管理責任の重さ、行政コストも含めて勘案して、よりベターな方法でという形で動いています。本当は統一的な方法で管理をさせていただくことが望ましいのですが、そこに行き着くには若干時間がかかるということで御理解を賜りたいと思いますとの答弁がありました。

次に、旧美祢市地域で行っている M Y T の事業は、現在山口ケーブルビジョンが

指定管理者として、その施設、機材の管理運営を委託しているが、これからサービスを開始しようとしているインターネット事業は、本来山口ケーブルビジョンの事業であり、あくまでも市の公の施設であるMYTの施設内に機材を設置して行うことが、今の美祢市有線放送施設の設置及び管理に関する条例や、有線テレビ放送管理運営に関する協定書の範囲でできるのか、という点と、このインターネット事業及び今年度中に整備が予定されている秋芳地域の情報基盤整備事業を進めるに当たって、地元の業者がどのような形で参画できるのかという点について議論がありました。

休憩を挟んで、午後からは、山口ケーブルビジョンの磯部顧問さんにも御出席をいただきました。

1点目の主な答弁について御報告いたします。

執行部より、MYTは農水省の事業として、テレビの映像を送る線とインターネットの線を一つのケーブルの中に2本入れて、インターネット用・テレビ用ということで接合しました。テレビについては、この条例に基づいて指定管理として進んでおりますが、インターネットについては、免許を持つ通信事業者に線を貸して営業をしてもらうことにしております。本来なら、インターネットすべての機器を市が準備をして、これを貸して営業してもらうのですが、MYTの局舎から各家庭へインターネット通信をするOLTという分配機が準備されておりました。そこで、このOLTを整備するために秋芳町のCATVに併せて、総務省の補助に乗せていただけないかという交渉をいたしました結果、その費用の半額を山口ケーブルビジョンが負担し、残りは国と市が補助をしてOLTは山口ケーブルビジョンの所有となりました。このOLTは、局舎に置く必要がありますので、その取り扱いについては、行政財産の使用許可申請をしていただいて置かせてはどうだろうかと考えておりますとの答弁があり、補足として、このMYTを山口ケーブルビジョンに指定管理をお願いしているのは、MYTが持っている建屋、それに付属する機器、そして光ケーブルのラインという公の施設です。今回のことは条例の中にも協定書の中にも取り決めがありませんので、それに係る協定書の中身を整理していく必要があると思います。そこで補いきれないことがあれば、条例のほうに立ち戻って考える必要があるかと思いますが、この場合は協定書を見直すことでいいかなと考えております。それと、このたび改訂をした指定管理者制度導入にかかわるガイド

ラインと整合性を取る必要がありますので、整理をするよう担当課のほうに指示をしておりますとの答弁がありました。

委員より、指定管理者制度のガイドラインに関連して、美祢市の指定管理者制度の中でも、ある程度収益事業をしなくてはいけない指定管理者もあれば、単なる施設管理もあるし、いろいろな業務委託があります。これも併せて再検討していただきたいとの要望がありました。

次に、２点目の主な答弁について御報告いたします。

山口ケーブルビジョンより、美祢地区で行われるインターネットにつきましては、宅内工事をする場合、ＩＰ電話等の関連があったときには、デジタル二種というものが必要になりますが、そうでない場合はいわゆる法令に基づく資格は要りません。

なお、宅内に端末を置きますが、その調整を行うための測定機器が必要になりますし、インターネットに接続される数が美祢地区で他の地区と同じ状況で見た場合に、そんなにたくさん出るとは考えにくいので、地元の業者さんが測定器を買ってその工事をやられる場合に、採算ベースという点で非常に厳しい状態になるという心配があります。一方、秋芳地区のケーブルテレビにつきましては、電器店のどなたでも工事ができますし、申し込みも多く見込まれ、テレビの買い替えなどの付加価値も出まして、電器店さんにとっては頑張りがいがあるところだと思います。ただ、申し込みの時点で集中すると、期間内の処理ができなくなる恐れがありますので、できるだけ早く申込書を受け付けながら、電器店さんの組合なり商工会さんと相談して、計画的に整備を進めたいと思っています。基本的には、市長さんからも言われておりますので、地元で全部やっていただくのが望ましいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、執行部に対して、インターネットの宅内工事に関しては、初期投資をして採算が合いませんと言われたら、最初から赤字になるの見込んで参入するものはないだろうと思います。工事の監理監督も含めて、そうした機材の貸し出しもやられて、できれば地元の業者が参入できるような道筋をお願いしたいとの要望がありました。

以上で総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会にかかわる事項について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

- 議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、教育民生委員長、建設観光委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

この際、資料を配りますので、暫時、１１時１０分まで休憩をいたします。

午前１０時４９分休憩

.....

午前１１時１１分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

- 産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、産業振興対策特別委員会の報告をいたします。

去る６月１８日に委員全員出席のもとに委員会を開催いたしました。この委員会では、本来の委員会の設置目的であります産業振興、しかしながら、テーマのごとく非常に幅広いということで、他の委員会のかかわる課題やテーマを含みながら議論を進めてまいりました。このたびの委員会では、山本観光部長も出席をして、観光事業の取り組み等についての御報告をしていただきました。この委員会で、まず、順不同になりますが、本来、産業振興条例の制定ということで、企業誘致など含めて現状の条例では新たな企業誘致等を地元の新しい産業を興すということでは従来の規則等では非常に限界があるということで、昨年、１年前に産業振興条例の制定に向けて調査研究を行うという趣旨で設立をされて、議論も含めて調査活動を今日まで進めてまいりました。しかしながら、このたびの委員会での議論の中で、この

年末、１２月議会には、この美祢市の新しい新市の総合計画は策定をされて提案をされるということが予定をされています。既に総合計画の策定委員会では、取りまとめが行われて進められているので、産業振興条例もそうした大きな美祢市の今後の方向付けとそのあり方について議論をされ、決定されていく経過がありますので、そうした方向を見据えながら、今後産業進行条例の策定にもさらに一層広い市民の方々や、専門家の意見を取り入れていく、そうした仕組みをつくっていくことが必要なのではないかということで、当委員会で産業振興条例を拙速に急いで策定するよりは、総合計画の完成を見据えながら、今後一層議論・調査をしていくことが必要ではないかということに至っています。と同時に、まず議題として、十文字原の用地の調査事項と合わせてバイオマスエネルギーにかかわる報告を執行部に求めました。この十文字原の調査事項については、既にこの６月議会で企画の委託料として１６８万円が計上されています。この１６８万円の委託料については、今後コンサルタント等に調査、事業計画策定等について、予算の範囲内で許す限りの事業として委託していきたいと。で、これをコンサルタントに委託をして、その成果品、報告書が少なくとも１２月までには議会のほうにある程度報告ができるように求めている。その間、理事会等土地開発公社の理事会等の中で、報告等を進めていく中で、より一層いい報告書として出来上がっていくように執行部のほうも努力していくという報告がなされています。

次に、バイオマスについてです。

これは、建設経済部の斉藤次長のほうから、詳しい資料と報告がなされました。簡単にまとめますと、このバイオマスの事業が今後、既に国の関係で七つの省庁にわたって取り組みが進められていると。特に重要な点は、いわゆるバイオマスタウンの構想というものが、山口県でも周南市を初め二市一町で既に認可がおりてます。このバイオマスタウン構想が認可されますと、いわゆる経済的補助金に基づいて国から支援が受けられるようになるといった報告がなされています。ですから、これにかかわる国の省庁、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省など、七つの省庁との関係で、引き続き調査・研究をしながら、この事業がこの美祢市でも、また、できるならば十文字原の開発の中で生かされていくなれば、美祢市にとっても大いに望むところではないかと思います。こうした点を含めて、今後必要であれば、必要に応じて農林省関係等に要望、調査活動を議

長に求め、できるならばそうした調査を独自にでも進めていくことが必要ではないかといった点が確認をし、閉会中といえども引き続き調査、研究を執り行うということを確認いたしまして、産業振興特別委員会を終わりました。

以上です。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。
西岡議員。

○11番（西岡 晃君） 2点ほど委員長にお尋ねと、まあ要望も含めてお尋ねしたいと思いますが、美祢社会復帰促進センターが300人の増設を行うということを発表がありましたけれども、これにつかましての産業振興特別委員会でそういった議論がなされたかどうかということと、今後そういった議論を踏まえて、この地域活性化にどういうふうにしていこうかということがございまいしたら、意見を願いたいというふうに思います。

で、もう1点は、企業誘致を積極的に進めるということで、産業振興条例を見直すということの報告がございましたけれども、現在、既に美祢地域、まあ今、旧美祢市・秋芳町・美東町それぞれそうですが、進出している企業がいろいろな経済情勢の中で工場の再編または撤退ということを考えておられるという企業があるというふうにお伺いしております。そういった誘致も大変重要なことだと思いますが、現在ある、美祢市内にある企業の活性化と言いますか、そういった議論を今後していけるおつもりがあるかどうかだけお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（秋山哲朗君） 南口委員長。

○産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 西岡議員の質問で、まず1点目の、このたび300人、女子棟のですね、300人の増設ということについて、議論はなされたかどうかということだけでいくならば、率直に言えば今回はしておりません。しかしながら、さきの委員会で、セコムの職員の出席を求めて、施設等の今後の見通し等については、議論がした経緯があります。その委員会での記録を見ますと、そうした増設をされて、新たな経済効果が予想されることについて期待されるといった委員の発言の記録はあります。それが1点目の質問に対するお答えです。

それから、2点目の、確かに当委員会では企業誘致を目的にしながら、新たな産業をどう興すかというテーマに取り組んでいます。そのためには、必要に応じて、

工業団地も含めながら、十文字原を中心にした開発計画を持つことが必要ではないかという意見も出されています。しかし、それは安易な企業誘致、従来美祢市がとってきている工業団地を造成し、そこに企業を誘致をするといった一辺倒の取り組みでは、この厳しい財政事情の折、取り組みとして非常にもう大変だと。それから、安易な企業誘致では、新しい美祢市のまちづくりにはいい意味でつながるとは考えられないといった意見が委員の中では大勢を占めています。ですから、今、西岡議員が言われたように地元の企業、地場産業の育成も含めて、どう地域の経済活性化を図っていくかということが、この産業振興特別委員会の本来の目的ではないかと思っています。ですから、このたびの産業振興条例も、既に担当の部長や課長が出雲まで行って事前に調査をされているわけですが、その中身だけではなく、今後市民のあらゆる層のいろんな事業をされている方々、今言われるように地元で非常に経営に苦しんでいる新しい事業との係わり合いを模索している方々も含めて、今市長がことしの目玉として人材育成と、働く人たちの新たな雇用とあわせながら、働く人たちのいろんな意味での職業の資格等も含めて、人材育成に取り組んでいます。それとあわせながら、この委員会では幅広く今後地元の経営者を含めて、それと専門家と、それから委託しました十文字原のコンサルタントへの調査等報告を求めながら、今後取り組んでいくことが必要ではないかと思っています。以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

○観光振興対策特別委員長（安富法明君） それでは、去る6月18日の午後、委員全員の出席のもとに第9回の観光振興対策特別委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

観光振興対策特別委員会としては、既に中間報告をいたしております。今後の進行につきましては、観光振興計画の策定にあわせ、参画協議をしていくこととしているために、今回は6月2日発生いたしました秋芳プラザホテルの事故について、事故の状況並びに風評被害等の現状、ホテルの廃業と行政の対応、また、秋芳洞開

洞 100 周年記念事業について進捗状況等、また、反響等について、3 点目として、観光振興計画策定の進捗状況について、4 点目として、道の駅おふく側に開園をしております秋吉ファームガーデンとの相乗効果等の対策について、執行部より報告を求めています。

主な報告内容と意見を申し上げます。

1 点目として、秋芳プラザホテルの事故に関連してでございますが、既に建設観光常任委員会の委員長の報告がございました。重複をいたしますので省略をさせていただきますが、1 点だけ、委員のほうから、廃屋等が多数あります。で、不審火等による火災等により、今後この今回の事故とさらに悪評が重なることのないよう対策がとられておるかという意見に対しまして、まず、安全安心の観光地づくりということになるかと思うんですが、消防から、防火点検等は所有権等がありまして、現状ではできていないという報告がありました。今後検討の余地が残ります。

次に、風評被害等で市長が機会があれば招待をしたいという大阪の小学校の話ですが、担当より報告がありました。これも、建設観光委員長のほうから直接市長から答弁をされた内容を報告されておりますので、省略をいたします。

次に、観光振興計画の策定についてでございますが、現在策定中の新市の総合計画、観光事業特別会計の平成 20 年度決算に伴う外部監査と県の指導ということでございますが、こういうものを見せた上での策定が必要であるということから、どうも次年度にずれ込むのではないかと報告がされております。で、議会としては委員会の任期等の関係が出てくるわけですが、これはまあ議会として今後検討していく必要があるかというふうに思います。

また、この観光振興計画を策定するにあたり、策定委員の選任について、民意といたしますか、民間の意見をどういうふうに汲み取っていくかということにつきまして、選任に当たって検討しておくこと、それと、委員会との協議をある程度していただくように求めています。また、中間報告の中で、観光振興条例の必要性をうたっておるわけですが、先ほど産業振興対策特別委員会の委員長のほうからも、産業振興条例についてのお話がございました。これに当たって、観光についてもこの産業振興条例の中で包括的に盛り込んだらどうかという意見が実はあるようです。で、今後のことではありますけれども、これとの整合性が必要となろうかと思っておりますので、これも今後の検討課題ということになっております。

それから、３点目に、道の駅おふくと秋吉台ファームガーデンの相互協力等についてでございますが、４月に市長を交えて相乗効果、あるいはその対策等について協議をしておられるようでございます。その結果、既に共通割引券等の発行や、商品の販売等を始めているようです。で、今後さらに行政、それから道の駅おふく、それから秋吉ファームガーデン、側にございますＪＡのアグリプラザですか、４者で協議会を設けて検討していくという報告を受けております。

以上が、観光振興対策特別委員会での報告なり、議論の結果でございます。

以上で委員長報告を終わります。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

○交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、去る６月１９日、委員全員出席のもと開催されました。６月定例会における本委員会は、美祢地域の情報ネットワーク化について、デジタル化に伴う秋芳地域の取り組みについて、また、美祢地域公共交通連携計画についてを審議いたしました。

初めに、美祢地域の情報ネットワーク化についてであります。国の補助金の内示が当初の見込みよりかなり遅れており、当初予定よりスケジュールがかなり遅れており、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしているところであります。御迷惑をおかけしておりますので、山口ケーブルビジョンさんとも協議いたしまして、加入促進期間を設定しその期間中は、標準工事費を無料としていただくこととしております。なお、標準工事費用は１万５,７５０円であります。

今後の予定ですが、国の交付決定が７月末の見込であるということで、電器店、電気工事業者への説明会は８月になろうかと考えております。それと同時に、広報

等でインターネット加入申し込みの周知、加入申し込みの受付を開始したいと考えておりますとのスケジュールを執行部より報告を受けました。

加入促進期間中の工事料金無料についての範囲、また、ユーザーが行う範囲の資料を議場のほうにお配りしております。資料、この工事引き込み資料でございますが、無料の範囲と申しまして、光インドアケーブル、住宅の外側からＤ－ＯＮＵというところ、これを色を変えてほしいということをお願いしておりましたが、色が変わっておりませんが、ここが先ほどいいました１万５，７５０円の工事料金の範囲でございます。ここ前が先ほど総務企業委員長の御説明のとおり、測定機器に３０万から５０万の測定機器がかかって云々という御報告がありましたが、その部分でございます。それから先、Ｄ－ＯＮＵから先のＬＡＮケーブルからをつないでパソコンにつなぐまでの範囲、これがユーザー負担となる工事範囲でございます。これにつきましては、パソコンのセットアップなど、ユーザーの負担になるわけでございますが、パソコンに詳しい方は、ここは御自分でなされるということが考えられますが、地場の電器店さん等に頼まれる方が相当あるということでございます。

また、開局前の一時期に工事が集中するという事例が他地区でも見られておりますので、交付決定が下り次第早めに説明会を開き、加入申し込み等を計画的にできるようにと考えておりますとのことです。

また、委員より、４月に申し込みを開始すると３月議会で市長より報告がなされ、市民の方よりもまだなのかとよく聞かれるが、早めにはっきりとしたスケジュールを示していただきたいとの意見がありました。

次に、秋芳地区のデジタル化についてであります。加入促進価格の設定をするようにしておりますが、加入金３万９，０００円、引き込み工事代金２万３，１００円とする予定であるとの説明があり、また、秋芳地区への補助の件であります。先般の一般質問で市長が回答申し上げておるとおりであり、直接の費用減免というのは難しいと考えておりますとのことであります。

今後の課題として、旧美祢市との価格の整合性や、条件、情報の全市的な共有を図る観点からも今後の課題として、費用減免について議論をこの委員会でも取り上げていきたいと考えております。

次に、美祢地域公共交通連携計画についてであります。本年の１０月から山中地区、堀越地区、万倉地区を対象に、試験的にミニバスを運行を行うこととしてお

ります。既に、地区につきましては、区長さん、民生委員さん、老人会の役員さんなどに意見等をいただくために説明会を実施しております。また、ミニバスの実施業者選定につきましては、美祢市内に現在３業者のタクシー業者さんがおられますので、３業者での入札方式になろうかと考えておりますとの説明があり、委員より、ミニバスに広告等の公募をしてみてもどうかとの意見や、全市的に広げた場合、学生の通学に配慮するように検討していただきたい等の意見がありました。

試験運行についてしっかり検証し、全市的な取り組みを早期にとの意見でまとめを行いました。

その他、地上デジタル化になり、九州波の放送が視聴できないが今後の見通しはどうかとの質問に、テレＱについてはかなりハードルが高いという状況であり、ＴＮＣについては視聴できる方向に向けて正式な手続きに入っておりますということでございます。

以上、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕

- 議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。安富議員。
- ２２番（安富法明君） １点だけお伺いをしますが、今インターネットのほうなんです、この図で、宅内工事は一応無料と聞いておりました。それで、この室内ＬＡＮケーブルをもし仮に電器店に頼んだときのことを考えていなかったんですが、もしこれを電器店に頼んだときに、負担的な工事費と言いますか費用はどれぐらいかかるのかっていうのは、委員長のほうでつかんでおられるんですか。
- 議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。
- 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 正確にはつかめておりませんが、基本的には新しくパソコンを買っていただくとか、セットアップをしていただくとかという付帯条件がいろいろあるかと思いますが、そういった件で基本的にはＬＡＮを、ＬＡＮケーブルを引く工事については無料だと認識しております。それには、今言いましたような新しくパソコンを買うだとか、パソコンの内容のセットアップをするとか、そういった別の要素がかかわってくるんじゃないかなというふうに考えております。
- 議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、病院事業調査特別委員長の報告を求めます。病院事業調査特別委員長。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 登壇〕

- 病院事業調査特別委員長（竹岡昌治君） それでは、病院事業調査特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月19日、金曜日でございますが、午後1時30分から午後3時53分まで、委員会室におきまして病院事業調査特別委員会を委員全員出席のもとに開催をいたしました。

執行部より林副市長、藤澤病院事務局長、篠田市立病院の事務部の事務長、井上美東病院の事務部主幹の出席をいただきまして審議に入りました。その経過と結果について委員長報告を行います。

最初に、病院のあり方検討委員会の方向付けに伴う対応についてということで、藤沢病院局長の説明並びに両病院の内容を求めました。内容につきましては、皆様方の机上にもう既に報告書をまとめて配付してございます。なお、数字につきましては平成20年度の決算数値が使われておりますが、議会承認がまだでございますので、一応予測数値ということでの御認識で御理解いただきたいとこのように思います。

まず、委員より、訪問看護ステーションで現在4人の看護師とのことですが、看護師さんの確保のために院内保育を置くことが、看護師さんの働きやすい環境をつくることではないか、さらに看護師さんの住宅を建設してほしいことと、少し募集等につきまして条件緩和すれば応募者が多少増えるのではとの質問に対し、藤澤病院局長より、看護師不足は大変深刻な問題であります。市立病院、美東病院だけでなく全国的な問題であり、以前から病院事業局といたしましてもその取り組みについて検討しているところでございます。

2点目の、現状の訪問看護ステーションの人員不足について、これも病院事務局として大きな問題だと認識しております。今年度に入り2回募集しておりますし、最初が4名、現時点で2名、これは訪問看護ステーションも両病院も含めて、看護師さんの募集をしておりますが、私たちの目指すところまで至っておりません。昨

年度から両病院の看護師募集につきましては、条件緩和という点では段階的に取り組み、年齢制限の条件緩和も徐々に実施している。もう１点は、年１度の定期的な募集を連続的に、また、継続的に随時募集しております。試験も定期的に行って複数回実施しております。今後の看護師を確保するための緩和ということと、看護師を確保するための対策といたしましては、今の条件緩和とともに労働条件と看護師さんの要求は研究システムであります。院内での教育システムにより看護師のスキルアップを常に考え、予算措置を考えていかなければならないと思っておりますとの答弁がなされました。

次に、病院の退職金が今後どうなるのか、未収金の対策と委託業務を導入して５，９００万円増加しているが、その効果について委員より質問がありました。

藤澤病院事務局長より、１点目の退職金の問題は、比較的両病院とも現時点ですぐに大量の退職者が発生することはないが、医療職というのは流動性の高い職種で、職場の異動の高い職種であります。つまり、定着主義の問題がございまして、一般の行政職ですと退職金を試算することが可能ですが、医師、看護師という職種については、臨時的に退職が行われる場合に、異動や他の病院なり医療機関なりへの転職、あるいは年齢的に早く退職をされるという傾向がありますので正確に把握できませんが、退職金の問題は非常に重要なことと思います。経営上も退職金引当金を適正に行わないといけないと国の指導がございまして、監査からの御指摘もありますので、適正な計上について財務処理をしていきたいと考えております。

続きまして、未収金対策については、美祢市立病院の未収金の状況は、入院部門、外来部門でいわゆる患者負担分１割ないし３割分の部分での未収がありますが、平成２０年度実績で現年度分については、後から納入される部分もありますので、平成１８年度分では３９件で実質１７人、２０３万６，０００円。１９年度分で１８人分の２１１万５，０００円。これが入院部門でございまして、外来におきましては、４４人の４６万４，０００円、１９年度が５７人の６３万９，０００円という状況でございます。無保険者の未収が若干ふえつつある状況にあります。そこで、速やかな保険証等の確認をすることと、当院の病院規模では入院の未収が大体２００万程度ありますが、全国的な平均は当院の事業規模に合わせたところ大体１５０万程度と考えられます。督促を出して３カ月間収納がない場合には、マニュアルに従って悪質な場合は法的な措置も検討せざるを得ないというふうを考えてお

ります。

さらに、美東病院の状況は、平成20年度につきましては、3月分の収益が4月に入る場合がありますが、平成19年度までの未収金が3月末で881万2,000円、これは入院・外来含めた数字ですが、一番多い方が200万円を超えた方が1名、150万円を超える方が1名、200万を超える方は本人が現在亡くなられて、奥様が年金から2カ月に5万円ずつを回収しております。あと、観光地秋吉台、秋芳洞を抱えております関係上、県外の方が割とおられ、結構件数的に多く発生しております。社会保険制度の絡みもありますので、過去、15年度から全部追ってきておりますが、かなり昨年も集中的に電話攻勢もかけたりして、改善努力しております。

次に、委託料が増額対応ですが、削減効果は給食事業が約200万円程度改善されております。SPDは19年1月から導入しておりますので、増えた金額としては9カ月分になるわけですが、約220万です。SPDにつきましては皆様方の机上に配付してあるところに詳しく書いてございます。それから、用度営繕業務を1年間ほど民間委託にしました。これが約800万円ですが、正規職員が2名ほど退職し、共済の負担金等含めて約1,000万程度削減しております。SPDと用度営繕の民間委託をしたので、費用の削減効果は今後出ると考えておりますとの答弁がなされました。

委員より、SPDについて詳しい説明を求めました。SPDとは、材料の物流管理ということですが、ただし、医薬品についてはSPDを導入しておらず、診療材料のみであります。在庫管理は事業者のほうで在庫を管理することとなります。従って、リアルタイムにこちらが必要なものを経費として計上しますので、仕入れ在庫というような概念がありません。単一の市立病院や美東病院だけの取引でなく、広域的な取り組みで量の多さ、複数の医療機関など連携をすれば、在庫調整がうまくいくので業者にもメリットがあります。価格につきましては、これも公定価格とは違ってその業者と交渉して割引10%、あるいは入札により卸業者の最低価格の一番低い価格のところと契約をします。あくまでも以前の診療材料の契約単価を決めるときと同じように、それぞれの卸業者と価格交渉はしておりますとの説明がありました。

さらに、委員より、検診の結果が今までは各自に封筒に入って会社にまとめて送

付されていたが、裸で封筒に会社側に送付されたが、個人別に封筒に入れるべきではないかとの意見に対し、調査した結果、誤って送付されたので、今後は従来どおりのやり方にするとの答弁がありました。

次に、美東病院の決算予測によると、１９年度の１億４，０００万円から今回は５，０００万程度に単年度欠損がかなり改善されております。大きな原因といたしまして、ＳＰＤの院内倉庫の管理もされ、それに関連して事務員の２名の減、人的な要因等もあり、さらにいろいろ改善等もされておりました、市からの繰入金も９，０００万円程度削減できていますが、両病院の今後の推移について質問がございました。

井上主幹より、金額的に一番多かったのは、退職手当組合の精算、負担金が一番大きい要因。次に、ドクターの努力による平均在日数を短くするとか、あるいは検査等１泊入院等による収入単価の増加を図り、さらには経費の節減につきましても、ＳＰＤの導入と併せて材料委員会の中でいろいろ見直しの実行を推進する。次に、職員の年齢構成が高く、特に看護師が高い状況で、平成１２年ごろから今日まで約４５名の退職があったが、今後は大量退職はありませんが、毎年１名から３名程度で、従って人件費の伸びが若年化することによって抑えられております。今後は２，０００万から３，０００万の赤字で終わるように何とか頑張りたい、改善計画の中でも５年後には収支ゼロを目指しております。との話でございます。

次に、美祢の病院に関しましては、経営環境は医師不足ということと赤字経営ですが、医師不足に関しましては、全国平均の医師数が１００床当たり１０．４人、２０年度においては当初急激に医師数が減ったということでの対応策が後手に回り、医師一人当たりの負荷については、事実ドクターにもかなりの負荷をかけております。一方、経営的な部分で、診療報酬の引き下げにつきましては、平成１０年以来８．８３％の診療報酬が引き下げられております。特に平成１８年には３．１６％の引き下げが実施され、当院におきましてもそれによる影響額が６，０００万以上でありました。現在、全国の公地医療連盟の調査では、全国集計病院が１，１８０の平成２０年６月の調査実績では１００床当たり月１，２６０万円の赤字ということが発表されております。当院の経営の基本的な考えといたしましては、患者本位の良質な医療サービスを経済性の基盤に立って安定的に提供してまいります。いわゆる医療本位でいかに収益を確保するかということが大前提で、意識統一といたしま

しては医療収支比率を何とか95を確保したいというのが実情でございます。今までの医療収支比率を見ますと、平成17年までは95以上を安定的に確保され、常勤医師の不足により平成18年が91.5、平成19年が90という結果になっております。あと、病院の基礎体力は常に確認しております。流動比率であるとか、現金比率を確認しつつ、経営に望んでおるわけでございますけど、現金比率におきましては、一般的に50%以上が望ましいとされる数値でございますけど、平成19年が107.3、それが平成20年が85.0と年々現金比率が低下しているのを危惧しているところです。その結果、そうした状況から何とか院内でも入院患者数の病床利用率の86から88は維持して入院、ベッド稼働率を高くすることにより、安定的な収入を今後も図って、健全な運営ができるように努力していきたいというふうに考えておりますとの答弁がなされました。

次に、矯正施設の医療の絡みの中で、豊田前地域の医療がどういうふうになっているのか報告していただきたいとの申し出に対しまして、豊田前の美祢社会復帰促進センターに関連する医療についてですが、実は美祢社会復帰促進センターの医療といいますのは大きく分けて美祢市は二つ関わっていると思います。1点目は、復帰センター内の受刑者に対する医療の提供、これについて現行では美祢市が医療提供するという契約に基づいて行っております。もう1点は豊田前の住民の皆様方に対する医療の提供ということで、社会復帰促進センター内の一角に一般開放部門の豊田前診療所を開設、これは美祢市が開設して医療提供という大きな二つの医療提供体制というのがあります。

まず、1点目については、受刑者に向けての医療に関してですが、実は誘致当時美祢市がこの医療について責任をもって引き受けるスキームをつくったときには、美祢市立病院の常勤医師が15名おられました。こ15名の医師と美祢市立病院にない医療につきましては、大学の協力を得ながら受刑者の医療提供という考えでスタートしたわけでありましたが、御存知のとおり現行では美祢市立病院9名と、6名の医師が少なくなったわけでありましたが、そうした医師の人数が減った中で大学の医局の人数が減ったと、またこうした条件の中で医療を同じ形で提供するということは極めて困難である、限界にきておると考えております。従いまして、受刑者の医療ということは、非常に大きな政策課題でございますので本会議場でも市長答弁されたように、国や県、とりわけ矯正施設の医療は国の責任においてなされるべき

であるという考え方から、さらには市と県が連名で構造特区の申請をしている経緯もありますことから、県と協力をして新たな医療提供資金をつくっていくべきと、市立病院あるいは病院事業局サイドでは考えております。

これにつきまして、市の中でも政策部局と協議と重ねているところでございます。法務省等につきましては、こちらの医療を提供する再度の考えはお示したところですが、もう一方の豊田前の住民の皆様方に対する医療の提供ですが、当初この地区に不足している婦人科医療ということで復帰センター内に婦人科診療所を設置しようと考えておったところでございます。御存知のとおり、医師不足とりわけ婦人科の医師の確保は不可能に近い。現行では困難であると判断しています。従いまして、昨年度ですが婦人科診療に限らず、一般診療ではどうかと市、県あるいは法務省とも協議を進めているところでありますが、残念ながら現行では豊田前診療所に一般診療、内科を中心とする一般診療を提供することは実現がかなっておりません。このことについては全国自治体病院協議会あるいは県の医師会、山口県に情報提供するとともに一般の医師を就職斡旋といいますか紹介する事務所等にも情報提供しておりますが、実際にそこで合意には至っていないというのが現実でございます。非常に厳しい状況の中でなお市の病院事業局といたしましては、市立病院の医療体制の確立、市立病院の医療の提供というのを第一に考え、それが市民にとって質の高い適正な医療の提供につながる。市民の安心安全につながるという考えのもとに第一議的には市立病院を美祢市立病院と美東病院と二つの市立病院の質の向上に努めていこうという考えでありますとの答弁に対し地元西岡議員に対しまして、地元の状況説明を求めました。地元の声を言いますと、当然、誘致したときの大きな条件の柱というのがありますが、開所した当時は開業医さんがおられましたけれども、それで婦人科になったという経緯があるがその一年後にその開業医さんがおやめになられて、今現在無医地区の状況になっております。そうした状況でより一層医療に対する期待は大きいということと、今交通情報でやっておりますバス運行の検討と市立病院に行くバスの便が悪いということもあって、医療に対して皆さんが苦労していられるというのが現状です。従って、期待は大きいというふうに考えられます。また、今回発表がありました300人の増設ということで、その地域にすまわっている方が当然ふえてこられる。医療体制につきましても、整備してほしいというふうに意見がございました。副市長より追加説明がございました。法務省から

市長に、今のセンターを含む医師確保について法務省としても、やはりこの医師確保について全面的に協力し、山口県等々に働きかけて進めていきたいという法務省の考え方も伺っておりますとの、補足説明がございました。また、委員より社会復帰促進センターで今後３００人ふえて女性の受刑者が８００人になるが、現在５００人でも実際美祢市立病院からいろいろ病気になったら診られていると思いますが、それは内科の先生が行っておられるのか、山大のほうから婦人科の先生が診療されているのか。また、島根のほうでも同じような矯正施設で法務省の設置で産婦人科があるかどうかお伺いしたいとの質問に対し、医療体制ですけれども、現行では美祢市立病院の常勤医師が曜日を決めていくとともに女性の受刑者つまり御指摘のありました婦人科につきましては山口大学付属病院の御協力を得て、山口大学付属病院の医師が復帰センター内のほうに行かれておられます。なお、山口大学から現在復帰センターへ行かれている診療科目としては婦人科と精神科の医師が復帰センターへ行かれているとの答弁がございました。

その他、質疑といたしましては、教育研究システムの充実、両病院とも非常に医師の勤務が過酷な状態であること。病院のＰＲを広報「みね」をつかって、もっと活用したらどうか。あるいは予約制度の完全実施をもう少しやったらどうか、美祢市民の健康づくりのための検診の積極的な取り組みと、また救急医療体制の確立、先日、両市立病院を含めて周辺医療機関との連携と多岐にわたって議論をいたしました。非常に時間がかかりますので詳しい報告は割愛をさせていただきます。本議会は美東病院、市立病院のそれぞれの法的根拠、機能の違い等々と、あるいは病院のあり方検討委員会の方向づけ等など、勉強を重ねながら自我論を深めてまいりましたが、最後に委員長より経営の効率化、経営基盤の強化の中で医療の質の向上を目指す教育研修システムの充実が取り上げられているが、いくら活字に書いてもお金が伴わなかったら何もできないわけでありますから、研究費を創設してはいかがとの提案をいたしました。質疑の中で委員長試案は総事業費の１％に当たる３，０００万であります。研究費は医師確保や医療サービスの向上につながると思います。

次に、経営体制の強化という中で、公営企業の全適を目指して取り組まれているが、民間の参入は望めない不採算部門の医療の提供と、将来の存続の問題もありますから経営安定補助金をどうするのか。

最後に、豊田前矯正施設の国との約束事の医療、豊田前地区の医療について、三つの問題につきまして次回議論したいと思います。９月議会において、決算書も出てまいりますし、この辺を睨みながら皆さん方の御判断をいただきたいので宿題として問題提起を行い、本委員会を終了いたしました。

以上をもちまして、病院事業調査特別委員会の委員長報告を終わります。時間が延長しましたことをお許しいただきまして委員長報告を終わりたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 病院事業調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、病院事業調査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大中 宏君 登壇〕

○議会運営委員長（大中 宏君） それでは、去る６月２２日に開催をいたしました議会運営委員会についての委員長報告を申し上げます。

当日は、委員全員と議長、副議長の出席のもと、まず議員定数とそれから旅費日当及び兼職となる委員の報酬の３件について審議を行いました。

まず最初に、議員の定数についての件ですけど、これは前回３月の定例会でも議会運営委員長報告をして申し上げておりますが、議員の定数を１８にしたいということ。今後もこの線でいくことを最終的に了解した旨を報告しておりますけど、このたびの議会運営委員会においても、最終的には１８名ということで決定をさせていただきました。

次に、旅費日当すなわち費用弁償２，６００円の件についてですけど、委員より車馬賃すなわち交通費として支給すべきであるという強い意見もありました。廃止した場合、公務災害との関係で非常に不安視される意見もありました。この点については別に問題はないということの解答になっております。

費用弁償としてのすなわち日当的な性格を有する部分については、これは廃止をしたほうがよいのではないかという意見で、ほぼ一致をいたしております。一方では違った角度からみた意見として、もし費用弁償を受け取るのであれば、やはり議員としての役割、議員活動の面からもう少し詰めていって、本当に費用弁償あるい

は旅費として受け取る資格があるかどうかを検討したらどうかというような意見もありました。再度、支給方法の資料やパターンの整理などして再提出し、次の議会運営委員会で再度協議をし、できればこの際、結論を出したいというふうな考えでございます。

次に、議員が兼職となる議員の報酬についての件ですが、委員よりそれぞれの委員会ではそれぞれの設置条例があり、市議会議員としての立場がうたってある場合と、学識経験者として議会推薦など、さまざまなパターンがあると思いますので、これを全部一括で考えるか、条例ごとに整理していくのか考える必要があるのではないかという意見もありました。法令の定めがある委員会のみに参加するのではなくて、必要な審議会には積極的に参加し、意見を述べるべきであるという強い意見もありました。議会運営委員会といたしましては、再度詳細な資料を用意し各会派に持ち返っていただき、十分話し合っていたきたい。次回の議会運営委員会に持ち寄っていただいて協議をすることと確認をいたしました。

そのほかにつきまして、委員より発言を求めましたが、本会議におけるいわゆるクールビズ、ノーネクタイの服装についての提案がありました。このノーネクタイではどうかという提案でしたが、当分は現行の体制でいき再度協議をするということにいたしました。このほか発言もなく１０時４１分に閉会をいたしました。

以上、６月２２日に行われました議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会運営委員長の報告を終わります。

この際、暫時午後１時まで休憩をいたします。

午後０時１２分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第２、議案第４号美祢市民舞伝承施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第４号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第５号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第５号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第６号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第６号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第１号平成２１年度美祢市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

- 6 番（三好睦子君） 今回の補正の 21 年度の一般会計ですが、歳入が県からの福祉予算が 825 万円削減されています。これは福祉医療の一部負担を県が支出をしないとしたもので、6 月 10 日の議会で県の負担部分を市が肩がわりをして助成していくと。今までどおり無料継続にするとした市長さんの温かい決断、本当にうれしく思いました。

また、県内の市町村と一緒に、県に福祉医療費の無料制度を復活してするように要望してほしいと思っておりましたら、それも 6 月 10 日に議会でこのことを表明されて大変感激をいたしました。これからも障害者の家庭や、一人親家庭を含む全市民の生活実態が本当に厳しいものがあります。福祉、医療、教育とあらゆる分野で国や県の予算が削られています。こうした中で、市民の暮らしがよりよく改善されることを望みまして意見いたします。

- 議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 2 号平成 21 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 3 号平成 2 1 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 号美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 7 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 8 号美祢市秋芳名水特産品食売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第９号美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第９号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第１０号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第１０号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１１号字の区域変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第１１号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１２号字の区域変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第１２号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１３号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第１３号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第１４号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第１４号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１５号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 15 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、請願受理第 1 号農地法の「改正」に反対する請願を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより請願受理第 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案不採択であります。農地法の「改正」に反対する請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（秋山哲朗君） 三好議員が手を挙げてない。三好議員が手を挙げてない、よろしいですか。いいですか。挙手少数であります。よって、請願受理番号第 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、議員全員協議会を開催いたします。協議事項は議員提出議案についてであります。よろしくお願い申し上げます。

午後 1 時 11 分休憩

.....

午後 1 時 30 分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出決議案第 2 号は執行部への要望決議を審議いたしますので、市長並びに副市長は退席をされておられます。

日程第 18、議員提出決議案第 2 号「美祢市配食サービス事業実施要綱」の廃止を求める要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。徳並伍朗議員。

〔徳並伍朗君 登壇〕

- 23 番（徳並伍朗君） 最後でございますが、議員提出決議案第 2 号美祢市配食

サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議についての提案説明を申し上げます。

なお、本案を提出するにあたりましては、竹岡昌治議員、安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原眞一議員の御賛成をいただきまして提出するものでございます。

それでは、要望決議案を朗読いたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきますので御了承をお願いいたします。

美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議について、現在美祢市が実施している配食サービス事業は国が示す地域支援事業実施要綱に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的の中で、任意事業として位置づけられ地域の高齢者が住みなれた地域で安心して、その人らしい生活が継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者に対して、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。そこで、必要な事業の一つとして地域支援を活用したネットワーク形成に資する事業を実施することになっております。特に、栄養改善が必要な高齢者に対し、地域社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ地域包括支援センター等に報告することになっております。このことが基本となり、美祢市配食サービス事業実施要綱が定められています。要綱の中で配食と併せて利用者の安否確認を行い健康状況に異常にあったとき等は関係機関に連絡等を行うものとして定められているが、現実ヘルパーさんとのサービス区分やボランティア活動とのすみ分け定義が極めてあいまいである。さらに、業者側の立場からして、なぜ1人1日1食の配食なのか、高齢者は1日1食で、国が示しているようにその人らしい生活が継続ができるのか、大きな疑問と不満があります。

次に、委託業者の取り組みに差があります。週2日の配食業者や土日以外の配食業者、昼食のみの配食、夕食のみの配食実施で国が示している地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業効果並びに配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに必要に応じ、地域ほか支援センター等に報告等、国が示している事業効果は現状の高齢者福祉事業の延長事業としての取り組みは不十分であります。

そこで、現状の美祢市配食サービス事業の実施要綱の廃止を要望いたします。

以上、決議する。平成21年6月26日、美祢市議会、美祢市長村田弘司殿でご

ざいます。

以上のとおりでありますので、全会一致をもって可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔徳並伍朗君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出決議案第２号の質疑を行います。質疑はありませんか。南口議員。

○２１番（南口彰夫君） 提案者の徳並議員にお尋ねをいたします。すでに徳並議員も御承知のように、この配食サービスに関しては合併の前より、美祢市が新市になる前より住民監査請求等を初め、原告者坪井さんや臼井さんによって、非常に大きな社会的な問題にまで発展してきていますね。ところが、この合併と併せて、この配食サービス実施要綱が、この新市にふさわしい形で議論されて定められたかと言えば、そうではない旧市、前々市長のときに策定されたものが、そのまま継続されているように思われます。そこで提案者の徳並議員さんにお尋ねするんですが、もともとこの配食サービスには三つの大きな問題があることは認識しているんですが、これを廃止の実施要綱を廃止を要望するということが、どっちにしても委託契約ですから来年の３月までは廃止することはできないんですね。ですから、これが決議されれば、当然市長が配食サービスそのものをどうするかということで検討されるわけですから、そうした点は御理解の上で、配食サービスをやめろということではなく、よりいいものをそれを一旦廃止した上で、よりいいものをつくり出せと言うのが御趣旨なんでしょうか。それとも、こねえなもうええかんげんなものはもうやめてしまえということなんですか、その点だけをお聞きしておきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 徳並議員。

○２３番（徳並伍朗君） この配食サービスは、平成８年老人福祉法から始まって、配食サービスが始まったと聞いております。既にもう１３年ぐらい経っているわけでありまして。その中で、まだもちろん、それと同時に美祢市が美東町、秋芳町と合併して、まあ、１年以上たつわけでありまして、その中で、いろいろと格差等もあるように、先ほど話をいたしましたし、もあります。ですから、もちろん配食サービスをする、やめろということではございませんが、この実施要綱を山口県で一番の実施要綱に作りなおしてもらいたいという気持ちもあるわけでありまして。ですか

ら、見直しということよりか、まったくゼロの状況ですと配食サービスを受ける側方の要望あるいは、いろいろボランティア団体、民生委員、それから福祉委員との関係も非常にコミュニケーションをとりながら各地の今の高齢者あるいは障害者にいろいろとサービスをしていただける方々の意見を総意を熱中して、この新しい美祢市配食サービス実施要綱をつくっていただきたいというのが私の本音であります。

○議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっており
ます議員提出決議案第2号は所管の委員会へ付託いたします。（発言する者あり）

常任委員会に移る移らんということは、これは昨年の年当初のそれぞれ一人一委員会に行こうというようなことで取り決めておりますから、今になってここで。

（発言する者あり）

ちゃんと手を挙げて、南口議員。

○21番（南口彰夫君） それでは、失礼します。当然、市長や副市長が不在ということ
を前提に質問をさせていただきます。

一つはですね、概略だけ説明、さっき全協開かれたから、そこでその配付されて
配食サービスの実施要項ということと、これが介護保険法の地域支援事業実施要綱
に基づいてということはお聞きしているんですが、これをざっと見たときに配食
サービス事業という言葉は出てこないんですね。ですから、そのこの中の、ど
このその要項と、どこの要項を組み立てて、美祢市の単独事業として実施している
のか、わかりますかね、これの説明はできるでしょ、これだけ見たら、これ全部は
別に配食サービスに全部係るちゅうことじゃないですよ、この中の恐らく、その
何項目かを連結させて美祢市の配食サービス実施要綱という組み立てがなされてる
んだろうなと推測はできるんですが、じゃ、どことどこをきちんと取り上げて美祢
市の単独事業としているのかという法的根拠なんです。まず、そこをお尋ねしたい
と思います。

○議長（秋山哲朗君） 山田部長。

○市民福祉部長（山田悦子君） 介護保険法に基づきます地域支援事業実施要綱とい
うのを国が示しております。この実施要綱の中には介護要望事業、それから包括的

支援事業及びその他の地域支援事業ということで、三つの事業があります。

その他の地域支援事業の中に、２２ページになりますが、そこにその他の事業というのがあります。その中の（ウ）にですね地域自立生活支援事業というのがあります。その中の今度２３ページに移りますが、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、そこに含まれて書いてありますが栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象を除く）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ地域包括支援センター等に報告するという項目の中に含まれる制度であります。特に、配食サービス事業という特定した事業が書いてあるわけではありません。市長が実施する事業の中に入って、その一つとして配食サービスを実施しているという状況です。

以上です。

- 議長（秋山哲朗君） 南口議員、よろしいですか。南口議員。
- ２１番（南口彰夫君） これはちょっと難しいね、難しいね。思うた以上に。ここで言われる地域におけるネットワークの構築と、地域包括支援センターはというのは、まず言葉の意味ちゅうよりも実態が、恐らく美祢市にも地域包括支援センターというものが設置されとるということでしょうか、それをちょっと具体的に説明してください。
- 議長（秋山哲朗君） はい、山田部長。
- 市民福祉部長（山田悦子君） 地域支援事業の中に、必須項目といたしまして包括的支援事業というのと、介護予防事業というのがあります。この二つを地域包括支援センターを中心に実施していくという形になっております。包括的支援事業には、介護予防ケアマネジメント事業、それから総合相談支援事業、権利養護事業、それから包括的継続的マネジメント事業、そして介護予防事業については、介護予防スクリーニングの実施、要支援・要介護状態になる恐れの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供、それから全高齢者を対象とする介護予防事業という必須事業につきまして、統括支援センターで実施をしております。
- 議長（秋山哲朗君） 南口議員。
- ２１番（南口彰夫君） 申しわけないけど、包括支援センターっていうのはどこにあるんですか。

- 議長（秋山哲朗君） 山田君。
- 市民福祉部長（山田悦子君） 美祢市で設置しておりまして、高齢障害課の中に美祢市地域包括支援センターがあります。窓口といたしましては、美祢地域については高齢障害課の中、それから美東地域の窓口として美東総合センターの中に設置しております。それから秋芳地域におきましては、民間の社会福祉法人のほうに事業を委託しておりまして、そちらのほうを窓口として対応をしております。
- 議長（秋山哲朗君） 南口議員。
- 21番（南口彰夫君） 概要はわかりました。そこで、そうするとこの23ページの「地域におけるネットワークの構築、センターは支援を必要とする高齢者を見出す」というのは探し出すちゅう意味ですよ、「保険医療福祉サービスを始めとする適切な支援のつなぎ、継続的な見守りを行い、さらに問題の発生を防止するために地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図る」ということが大きな趣旨で、恐らくこの26ページの任意事業というところに該当しているということでしょうね。そうするとこの任意事業の目的で地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに被保険者及び要介護被保険者を現に介護するものに対して、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とするということで、配食という弁当を届けるという事業が必要なのではないかということにいたってくるわけですね。で、具体的な内容を取り組む根拠としては、29ページの下から5行目あたりでしょうね、配食の支援をした事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることは基本となるが利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること、ということである程度の配食、弁当の中身や単価はこうしたことを踏まえて決定しているということにつながるんですかね。了解。それで踏まえて具体的な質問に入っていきたいと思います。

まず、この国の掲げている目的が非常にわかりやすく、食べることを確保することが非常に困難な障害者、高齢者に栄養のこのバランスの取れた食事を提供するとともに、その生存、健康状態を含めて安否の確認を行うという二つのきちんとした、ただ単に弁当を届けるだけでなく、ある面ヘルパーやそれこそ非常時は介護者となり、安否を確認をしていくことが必要だということが謳われているわけです。それに基づいて配食サービスを実施しているということになれば、まずそこでその配食

サービスの現状が各地区によって、今説明されたようにセンターが旧美祢市と旧秋芳町、旧美東町に設置してあるということであるならば、各地区による配食サービスの格差の現状を調査して審議していくことが、これまでこの違いを調べてきたのかどうなのか。それに基づいて旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町のその状況を、まず現状は正確に把握できるように資料の提出をお願いしたいと思います。

それから2番目に、提供している事業者が約6カ所あると聞いているんですが、正確には調べたことがないからわからん。それで、約6カ所と聞いているんですが、その当然求めているだろうと思うんです、業務委託ですから。その実績報告書をもとに私は安易に使っている差別や格差が本当にあるのかないのか、を含めて分析をして検討をしてみることが必要だろうと思います。その含めてそれに関する資料の提出をお願いしたい。

それから3番目に先ほどから問題になっている食の提供です。そうすると食の提供ということになれば、食材の使用状況にこのそれぞれの業者にアンバランスが生まれているのか、どうなのか。その確保の仕方ですね、ある面例えば農協のように大きな組織と材料の確保のできる条件のある団体もあれば、そうではなくある面、その半分ボランティアでやって非常に食材を安定して、よりいいものを安く提供確保して、提供することができる状況にあるのか、そうしたことがとりあえず、普通行政的には毎月もしくは毎年で状況報告させているわけですから、昨年の実績でもよろしいし数カ月前の実績報告書でもよろしいですから提供していただきたいと。

それから、材料の、じゃあ安かろう悪かろうで外国産を大量に使やええということは恐らくこの介護保険法と配食サービスの中では現に戒めていると推測されます。そういった点から言うならば、山口県も美祢市も地産地消を呼びかけているわけですから、そういった点で地産地消の状況は材料の確保含めて、どう活用されているのか含めて、これは資料があれば提出願いたいと。

さらに5番目に、受益者負担がある程度取られていますが、障害者の程度いろんな状況や収入に応じてということで、先ほどの説明の中にあったように、そうすると障害者の程度や含めた情報管理がいかに、きちんと個人情報保護法に基づいて適切な管理がなされているのかどうなのかを、その内規も含めてあれば提出並びに報告願いたいと。

さらに、これは大きな問題なんです。時々私が説明するようにJ A農協ですね、

この配食サービスを現に行っている農協は少なくとも、その建物、厨房、食器、配食するための運配車、それから保温食器等が、まあ、早い話が親型日の丸の丸抱えではないかという安易な話もありますので、当然国の補助金に基づいて取り行われているなら必要な監査も行われておるし、それを求められれば報告できるだけの根拠が必要だろうと思いますから、それにかかわった資料の提出なり報告をお願いをいたししたいと思います。当然、この掛けた投資額ですね、総実施した予算額を、どれだけのお金を国を含めてつぎ込んだのかということをお答え願いたいと思います。

それに関連して、当時の農林水産省の予算で福祉事業を極端に当時は高齢者福祉事業だって、その後介護福祉事業になったわけですが、当時介護福祉事業に高齢者福祉事業に対して、農水省の予算が丸抱えで福祉事業に流れているといった問題がなぜそのようなことができるのか、その法律的な整合性がどのように図られて実施されたのかも含めてわかれば資料の提出と御答弁を願いたいと。

それから、ＪＡ農協に関しては、当然先ほどもあったように、よりＪＡ農協では限られた１，０００円の弁当を予算的には、その安い単価でつくらなきゃならないということで、しかし、より以上地産地消が農業ではなおさら求められるわけなんですね。そこに係る実態調査等があれば提出していただきたい。

さらに、農協の事業は本来協同組合法に基づいて組織されて実施されなければならない団体なんです。そうするならば農協の事業は当然組合員に対して対象で行われている。これが一般的であると思います。しかしながら、ある面、地域の状況において、福祉事務所の要請に答えて農協の組合員外にも、恐らく配食事業が行われているのではないかと推測されます。その実態実情について、これも資料と報告をお願いしたいと思います。

農協関連では、最後に配達がシルバー等の一部委託されている部分があると聞き及んでいます。正確でないところが若干残念なところがあるんですが、ところが聞き及んで聞いていることで配達が委託されるということであれば、先ほどの配食サービスをとり行う介護保険法に基づいた包括支援事業の説明の中にあったですね、安否の確認がどう適正に行われているのかということをお当然委託する側にとってはある面把握することが求められるのではないかと思います。それが、具体的にどのような手立てをもって状況が把握されているのか、その点についても当然報告書等

があれば、その提出と報告をお願いしたいと思います。

引き続き、美祢市の配食事業と国が示している地域支援事業の中で任意事業としての取り組みだと、そういうことなんですね、先ほどの説明からいくと。そうすると、国が大きなガイドラインを示した中の一旦としてより地域の高齢者、障害者に対して少なくとも生存、生きていくための最低限のものを何らかの形で行政がサービスとして保証するということでの取り組みだということになれば、国が住みなれた地域で安心して、その人らしい生活が継続していくことができるようにするんだということを示しているわけですね。しかし、提供は安心を提供するということがいかなる手段で行うかということに対しては非常にあいまいな点が残されている。その点の少なくとも美祢市の配食サービス事業実施要綱と先ほど報告があった包括支援事業との関係ではどのようにとらえて具体的になされているのか、その点については、お答えというか質問になると思います。

また、2番目にその人らしい生活とは、という位置づけの問題なんですね、これは国の定めた憲法です。憲法でも国民は最低限の生活をということで生活保護法に絡んだ訴訟が国でもよく起こされている。最低限の生活とは何を意味をするのかということで今国会では、この国会では参議院も含めて大もめになっているのは、生活保護法の中の母子加算ですね、これが適当であるのかないのか、これは、まあ、適当であるかないかの意見は差し置いてそうした意味での議論は国でも行われていますが、美祢市ではそうした、その人らしい生活は最低どのような生活を位置づけた上で、必要な弁当の中身なりそれから予算なり、それから回数なりが検討されてきて実施されているのか、その辺もできれば、これまでの協議の経過を踏まえて、そうした記録等があれば、それを踏まえた上での報告をお願いしたいと思います。

次に、配食と併せて利用者の安否の確認を行うと。これは非常に大変なことなんです。これを当たり前のごとく国もそれを法律として明文化し、美祢市もその趣旨に従って行くと。ところが健康状態に異常があったときなどは関係機関に連絡等を行うということで、この要綱では定めているんですが具体的に危機管理マニュアルや例えば非常に危機的な危篤状態にあるとか、軽易な病気の症状にあるとかいうときには、業者並びに配達員に対して何らかの支持が必要だろうと思います。そうして具体的な指示等マニュアルがあれば提供していただきたいと思います。

次に、健康状態、まずその人が健康であるかどうか、それを65歳以上前後とす

るお年寄り、それに高齢者、障害者ということになれば、顔を見て一言言葉を交わしたら、まあ、「元気かね」って言ったたら、たいがいの人が、「ああ、元気よ」って答えるわけですが、その一言でこの人は元気だろうということにはならないだろうと思います。ですから、健康状態を確認するためにはどのような方法や手段、その都度プロの看護師さんが行って、脈を測ったりどうのことという具体的な処置がなされれば話は別ですが、たった一つの弁当を配達するために、そうことはあり得んと、そういうことはわかってますので、どこまで実際に業者や配達員に行政は要求しているのか、何を求めているのか、いうことがあれば、これも具体的な指針やマニュアルがあれば資料の提供をお願いしたいと思います。

それに、心肺停止状況とかよくいわれますね、最近。そうした状況が過去あったのかどうなのか、しかもその時点で業者、配達員はどのような対応をしてきた経過があるかですね、極端には心臓が止まっているということはあるが本来、危篤状態や非常に具合が悪いというときに、あればどのような対応がなされたということが実績とあれば報告していただきたいと思います。

それと、徘徊する痴ほう症ですね、高齢者に対する対応は具体的にどうあるべきかと、これは非常に大きな社会的問題で、家族でも日常的に接触するということが大きな負担となっておるし、先日もテレビで報道でありましたね、非常に優秀な警察官が家庭内の介護に疲れてということなどもありますので、そうした非常にその家庭の状況で痴呆ということになれば、弁当一つ配達するのも大変だろうと思います。そういったときにはどうあるべきだというのが指針なりマニュアルがあれば提供していただきたいと。

5 番目に……。

○議長（秋山哲朗君） 南口議員、今5番目って言われたけど、さっきから7番も8番もいっているんじゃないですかね、だからちょっとまとめて恐らく資料の提供はかなりの膨大な数になりますので、申しわけないけどまとめて手短かにしていただきたいと思います。

○21番（南口彰夫君） 必要やったら、あとでコピー渡そう。

それで、そのいわゆる質問じゃから。質問だけはきちんと。

○議長（秋山哲朗君） いえ、さっきから資料を求めておられますから。

○21番（南口彰夫君） そりゃ、コピーを渡した資料をみな出してくれるんなら。

- 議長（秋山哲朗君） それはもう、どうなるかわかりませんが、かなり時間が経過してますからですね、あなたの意図というのが私もよくわかりません。
- 21番（南口彰夫君） 意図は、ここに文章に。
- 議長（秋山哲朗君） だから、なんか文章で渡してもろうてですね、その資料が出るまで暫時休憩したいと思いますので。いいですね。
- 21番（南口彰夫君） 暫時休憩ね、はい、よろしく。
- 議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩したいと思いますので。

午後2時09分休憩

.....

午後4時47分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
 本日の会議時間は、会期規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。先ほどの続きがありますけども、これ質疑はありますか。南口議員。
- 21番（南口彰夫君） 先ほど、配食サービスに係る議員提案について長々と説明をいたさした。引き続き、長々とやるとみんなから嫌われたら私も人生困るなと思いますので、最後に一言だけ先ほど述べた気持ちを酌んでいただいて、常任委員会で慎重審議をしていただき、なおかつ執行部のほうもできる限りの説明と資料の提供をお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。お騒がせしました。
- 議長（秋山哲朗君） 只今の南口議員のほうから資料の提出ということがありましたので、できる限りの資料をいただきたい。そうした中で常任委員会で審議していただきたいと思います。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
 只今議題となっております議員提出決議案第2号は所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、教育民生委員会の開催をお願いいたします。

午後4時49分休憩

.....

午後 7 時 24 分再開

- 議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18、議員提出決議案第 2 号美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

- 教育民生委員長（布施文子君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。本日、午後 5 時より委員全員出席並びに議長の御出席をいただきまして、議員提出決議案第 2 号美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、初めに徳並委員より現行の要綱を廃止して、山口県に誇れる配食サービス実施要綱をつくっていただきたい。旧市町併せたものではなく新市として新しい要綱をつくっていただきたいとの補足説明がありました。委員より意見として、現行の要項には悪いところはなく現行の要項で十分対応できるのではないかと、関係者からの事情聴取をし、悪いところがあればなおしていけばいいのではないかと。廃止という前に事業者が協議した結果、要綱を廃止ということは理解できずとの意見がありました。質疑として委員より現実施要綱を作成するに当たっての、経緯について、その際に旧市長の要項を検討されているかとの質問があり、執行部より合併時の調整により、現行の要項を制定しました。また、要綱についてはアンケートを実施して、一番よい方法で行いたいために現状把握が必要であるとの答弁がありました。

また、委員より意見として議会で、この事項を継続していくべきものかどうかと思う。要綱は市長の専決事項なので議会が要望とかいうことができるのが議決を取るような問題ではない。現行の要綱が不足であれば、事業者と行政同士で話をしよりよいものに改善していただければ、との意見もありました。

さらに、規則、要綱は、市長の権限でできるものであり、それに対して議会が命令的な決議をすること自体はどうだろうかという感じを受けています。そのサービス事業は早くから取り組まれており環境そのものも変わってきており、利用者の意見聴取や業者の意見も伺い今後、新しい要綱を決めていかれたらよいとの意見もありました。今まで、いろいろな意見もあり、無理に結論を出さなくても時間をかけてやって、次の段階で結論を出してもよいのではないかと、何らかの意思表示を委員

会ですべきではないか、どちらかの結論になっても論議はあると思います。継続の意見も出ております。ある程度の方向性を決められたらとの意見がありました。その他の意見は省略いたしますが、慎重審査、採決の結果、閉会中の継続審査について委員に挙手を求めたところ挙手多数でありました。よって、議員提出決議案第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

- 議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。
- 21番（南口彰夫君） 布施委員長にお尋ねをいたします。私が議案が提案をされた際に、約55項目のうちの40項目を読み上げて質問をしたんですが、その点については何項目ぐらい、触れられて議論されたのかお尋ねをしたいというのが一つです。

それから、もう一つは、さっきの私が一般質問で取り上げたときに、この事業は差別と不正の元凶になっている。私は14回中半分以上裁判を傍聴をしながら、つくづく感じたという発言をしております。それはなぜかと、非常にわかりやすい説明したつもりなんですが、この事業は予算は本会議で諮られるが、この要綱そのものも事業報告を含めて議会の議決を求めたことは一度もありませんし、少なくとも私が議員在職中にこの中身が報告されたことも一度もないんです。それはなぜかと言えば、なぜかと言えばあなたが何年教育福祉におられ、何年委員長を務めておられるかは正確には私は認識していませんが、少なくとも予算は議会の議決で皆さん賛成されているんです。ところが、これが一度も公開で入札されるとか、公募するとか平成8年以後一度もないんです。市長の権限、市長の権限、これでただ一言で行われている。ここに差別と不正があるんです。簡単に市長が業者に「おまえのところに、こういう契約でこういう条件で特別な計らいをしてやるから」、一言言えばですね、業者が昔でいうふうでいえば、袖の下なんです。こういう可能性があるからしっかり改めることが必要だと、という発言を度々繰り返してきましたが、そのことについてはきちんと審査をされたのかどうなのか、そうでなければ市長は差別と不正の元凶を引き続きやろうとしているのかどうなのか、あなたの委員長としての立場でお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

○教育民生委員長（布施文子君） この報告は、委員長が意見を述べる場ではありません。

ですから、きょうは、委員会の、この委員長報告は、委員会で協議したことを報告しました。これのみでございますので、これ以上のコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 南口議員。

○21番（南口彰夫君） じゃ、1点だけ最後にお尋ねします。私がたくさんの時間をかけて質問をしたことについては、何ら取り上げられていないということですね、それは委員長の職権なんですか。委員長の職権として執行部に報告も求めなかったし、資料の提出もしなかったと。それは委員長として、議員の中から意見を取りまとめるだけが委員長の仕事なので、委員長の責任も含めて一切果たさなかったということになるんですが、そう解釈をしてよろしいですね。

○議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

○教育民生委員長（布施文子君） そのように解釈されても結構です。

○21番（南口彰夫君） ありがとう。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。議員提出決議案第2号美祢市配食サービス事業実施要綱の廃止を求める要望決議については、教育民生委員長から会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。教育民生委員長からの申し出のとおり、本議案を閉会中の継続審査をすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

これにて、平成21年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後7時35分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月26日

美祢市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 萬代泰生

〃 三好睦子